

不動産を相続した方へ

相続登記には期限があります 最短で令和9年3月31日!



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

POINT



相続したことを知った日から
3年以内 に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります



知らなかった!

不動産登記
推進サポーター
「シラナカッタスキ」

POINT



令和6年4月1日より前の相続も対象!
令和6年4月1日より前に
相続したことを知った不動産は、
令和9年3月31日 までに
相続登記をする必要があります

今なら!

**相続登記の
免税措置があります!**
令和9年3月31日まで!

※100万円以下の土地相続など

さらに!

住所等変更
登記義務化も
令和8年4月1日
から始まりました!



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ

法務省 相続登記の義務化

検索



不動産を相続したら？ 対応チャート

相続したら
どうしたらいい？

遺言書がある

はい

いいえ

遺産分割による話がまとまった

はい

いいえ

早期に遺産分割
することが困難

遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を
取得したことを知った日から
3年以内

遺産分割の結果に 基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から
3年以内

相続人申告登記

・義務を簡易に履行できる仕組みです
・相続した不動産を売却するような場合
には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から
3年以内

令和6年4月1日より前に不動産を取得・相続を知った場合の期限は令和9年3月31日まで！

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、
通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、建物の登記(表題登記)をする義務があります

今なら、相続登記について登録免許税が
免除される場合があります

令和9年3月31日まで！

詳しくはこちらから



(相続人申告登記後に
遺産分割がまとまった場合)

遺産分割の結果に 基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内



遺産分割に関するFAQは
こちらから

方法がわかって
安心したぬぎ…

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の法務局（登記所）に申請して行います
- ケースにより必要な登記や書類が異なります

相続登記に関する相談窓口等

法務局ホームページでは、必要な
準備や申請書の記載方法等をまとめた

「登記申請手続のご案内」
(登記手続ハンドブック)を
提供しています

詳しくはこちらから



法務局ホームページ

全国の法務局では、

手続案内（予約制）を行っています

※手続案内は1回20分以内・完全予約制です

各法務局の
案内については
こちらから



ウェブ登記
手続案内については
こちらから



専門家

(弁護士/司法書士/土地家屋調査士)に
相談したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の
ホームページ
(法律相談のご案内)



日本司法書士会連合会の
ホームページ
(登記手続のご案内)



日本土地家屋調査士会
連合会のホームページ
(表示に関する登記のご案内)



預けて安心!

白筆証書遺言書 保管制度

全国の
法務局※
で

ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

遺言書の
保管の申請には

3,900円が

かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書ほかんガル

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

法務省民事局

(詳しくは法務省のホームページへ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。
- 亡くなられた後に通知したい方を指定することができます。

保管の申請に必要なもの

- 自筆証書遺言に係る遺言書
- 申請書*
- 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 手数料(収入印紙)

*申請書の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html
また、法務局の窓口にも備え付けています。

令和5年10月から
通知先を3名までに拡大



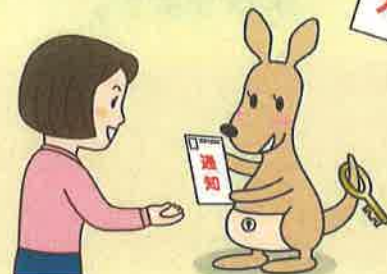
遺言者が亡くなられた後の手続

- 相続人等は、遺言書の内容の証明書(遺言書情報証明書)の請求や遺言書の閲覧をすることができます。*



※相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合や、遺言書を閲覧した場合に、他の相続人等に通知します。

- あらかじめ指定された方に対し、法務局から、遺言書が保管されていることを通知します。



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 保管した遺言書があれば、スムーズに相続登記の申請ができます。

※令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。



相続登記の義務化
特設ページ



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」